

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則（平成25年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （施行期日） 2 この規則は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （施行期日） 2 この規則は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

申請者（浄化槽管理者）

住所

氏名 様

四日市市上下水道事業管理者

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽維持管理事業補助金について、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1. 浄化槽設置場所	
2. 人槽	人槽
3. 補助金額	円

第3号様式（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

申請者（浄化槽管理者）

住所

氏名 様

四日市市上下水道事業管理者

四日市市浄化槽維持管理事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽維持管理事業補助金について、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則第6条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1. 浄化槽設置場所	
2. 補助できない理由	
3. 人槽	人槽

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式の改正については、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)